

愛犬のためにあなたができること

狂犬病予防注射と畜犬登録のお知らせ

犬を飼っている方は、狂犬病予防法により、その犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが義務づけられています。

令和5年度の狂犬病予防注射、および畜犬登録を右記のとおり実施しますので、この機会にご利用ください。また、犬の死亡、飼い主の住所・氏名が変わったなど登録事項が変更になったときは、届け出をお願いします。

◆対象 生後91日以上の子犬

◆料金 (1頭あたり)

【登録済の犬】 **3,400円**

(注射料2,850円 + 注射済票550円)

【未登録の犬】 **6,400円**

(注射料など3,400円 + 登録料3,000円)

※なるべくおつりのいらぬよう、ご用意ください。

▶詳しくは、役場環境衛生課 (☎33-0338) までお問い合わせください。

◆狂犬病予防注射実施日時

日程	時間	場所
4月12日(水)	8:50 ~ 9:05	桐原生活改善センター
	9:15 ~ 9:20	阪松原生活改善センター
	9:30 ~ 9:40	平尾井生産活動センター
	9:55 ~ 10:05	大里多目的集会施設
	10:20 ~ 10:25	旧JA高岡出張所前県道
	10:40 ~ 10:50	鮎田構造改善センター
	11:10 ~ 11:15	北松杖多目的集会施設
	11:30 ~ 11:35	旧JA浅里出張所
	13:10 ~ 13:30	就業改善センター(旧役場分庁舎)
	13:40 ~ 14:10	飯盛多目的集会施設
4月13日(木)	14:20 ~ 14:50	神内構造改善センター
	9:10 ~ 9:30	町民バス駐車場(下り場)
	9:40 ~ 10:10	井田公民館
	10:25 ~ 10:55	上野農事集会所(つどい館)
	11:10 ~ 11:30	鶯殿長谷集会所
	13:10 ~ 13:50	鶯殿駅自転車置場
	14:00 ~ 14:25	役場本庁舎裏

「紀宝町個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定

個人情報保護制度が変わります

個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体などの個人情報保護制度についても、4月1日から改正後の法律(以下「法」という。)が適用されます。

これに伴い、町では「紀宝町個人情報保護条例」を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を規定する「紀宝町個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定しました。

現在の個人情報保護制度と新たな制度では、町の個人情報の保護水準が変わることはありません。引き続き、個人情報の適正な取扱いに努めていきます。

◆個人情報保護制度の主な見直し内容

・自己情報の開示請求

現在と同様、本人のほか、法定代理人や本人の委任による任意代理人による請求が可能です。

・開示請求にかかる手数料など

現在と同様、開示請求にかかる手数料は無料とし、写しの交付時にコピー代などを負担していただきます。

・自己情報開示決定などの期限

法は請求日から30日以内に決定する旨を定めており、町ではこの期間内において速やかに決定を行うよう努めます。

・個人情報ファイル簿の作成・公表

1,000人を超える方の個人情報を取り扱うファイルについて、新たに個人情報ファイル簿の作成・公表を行います。

・個人情報保護委員会による監視

国の機関である個人情報保護委員会は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な場合は、町に対して実地調査などを行うことができます。

▶詳しくは、役場総務課 (☎33-0333) までお問い合わせください。

まちのために、一緒に働きませんか

紀宝町フルタイム会計年度任用職員(一般事務)を募集

◆職種

一般事務

◆採用人員

1名程度

◆採用予定日

令和5年6月1日

◆受験資格

- ①昭和58年4月2日以降に生まれた方
- ②令和5年3月1日現在において、受験者本人が紀宝町に住所(住民登録)を有する方
- ③地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

◆受付場所

紀宝町役場総務課 紀宝町鶯殿324番地

◆申込方法

役場総務課窓口、または町ホームページにて募集要項および申込書兼履歴書を入手し、必要書類を持参または郵送にて提出してください。

◆受付期限

4月13日(木)まで(土・日曜・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は書留とし、4月13日(木)午後5時15分必着。)

◆試験の日時、会場

【日時】4月23日(日) 午前9時開始

【会場】役場本庁舎

【内容】筆記試験(択一式)、作文試験、面接試験

▶受験の提出書類や給与、服務など、詳しくは役場総務課(☎33-0333)までお問い合わせください。

子どもたちが安心して学べる環境づくりを支援します

ご存知ですか? 「就学援助費」制度



就学援助費制度とは、経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒について、学用品や学校給食費、修学旅行費などの費用の全部または一部を援助する制度です。

小・中学校に在学中、または今春入学する児童・生徒のご家庭で、受給を希望される方は、町教育委員会まで申請してください。

なお、すでに新入学児童生徒学用品費を受給されている方も忘れずに申請してください。

【対象者】

経済的な理由により生活が困窮していると認められる児童・生徒の保護者

【申込方法】

小・中学校および町教育委員会に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、学校へ提出

【申込期限】4月28日(金)

▶詳しくは、町教育委員会(☎33-0341)までお問い合わせください。